

経営事項審査を申請する方へ

(とび・土工事業または解体工事業に係る申請の注意)

平成28年6月1日から「解体工事業」が建設業許可業種に追加されることにあわせて、経営事項審査においても、「解体工事業」に係る申請が新設されます。

これにより生じる経過措置、注意点についてお知らせします。

○経営事項審査の経過措置（平成28年6月1日から平成31年5月31日まで）

- ・改正法施行後の許可区分における「とび・土工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「**改正法施行以前の許可区分によるとび・土工事業**」の総合評定値も算出し、通知を行います。
- ・「とび・土工事業」および「解体工事業」の技術職員については、**双方を申請しても1つの業種とみなします**（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2つまでであるところ、当該ケースに限り3つとなることを認めます。）。

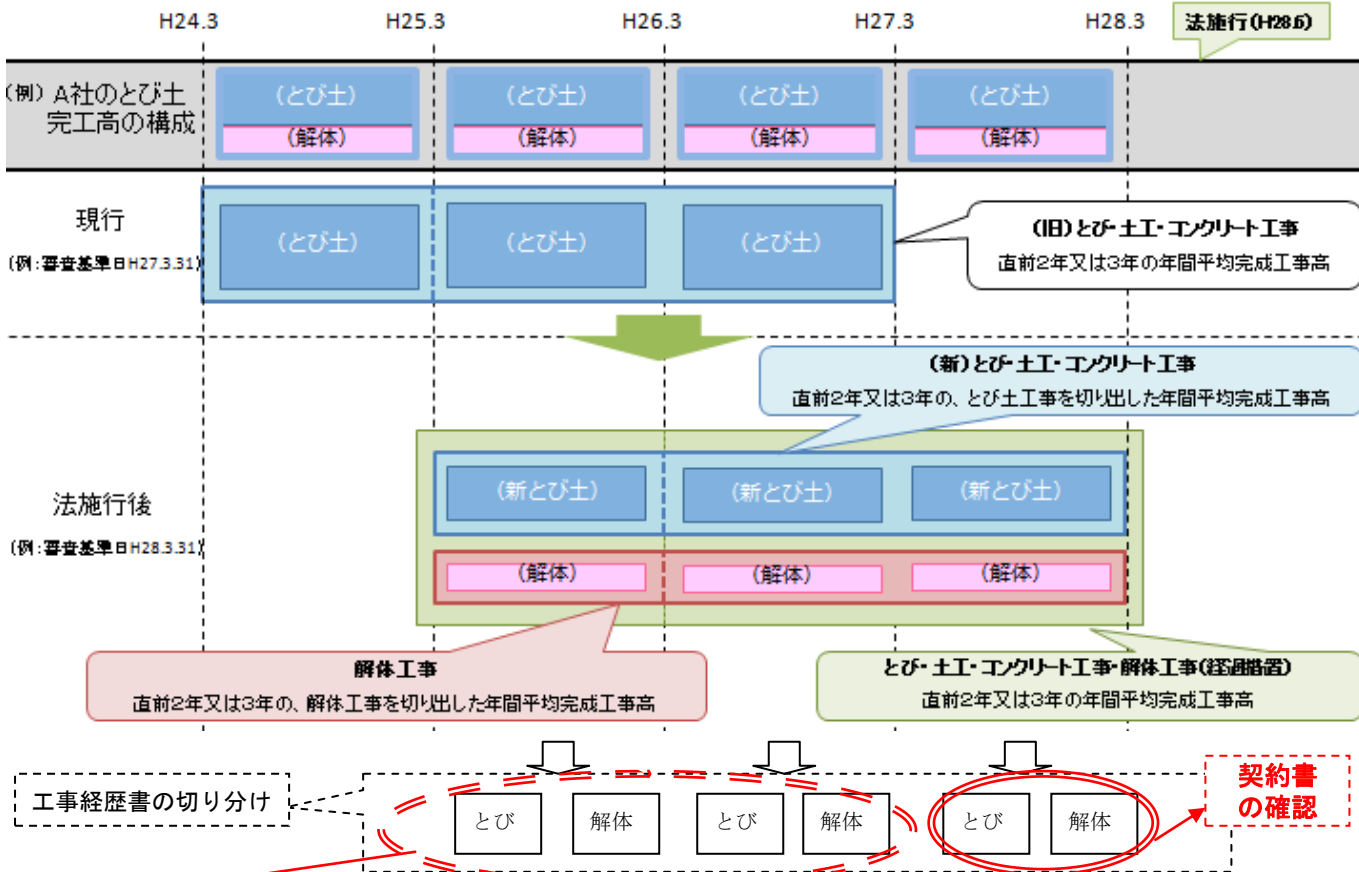
例：技術職員1人で、土木一式工事、とび・土工工事、解体工事の3業種を申請できます。

○平成28年6月1日以降の経営事項審査申請に係る建設業の種類に「とび・土工事業」または「解体工事業」が含まれる場合の工事経歴書について

申請書に直前2年または3年分のとび・土工事業および解体工事業の工事経歴書（切り分けを行ったもの）を添付してください。（下図参照）

※申請業種にとび・土工事業または解体工事業のうち、どちらかのみが含まれる場合であっても、切り分け後の「とび・土工事業」および「解体工事業」の工事経歴書を添付してください。

申請しない方の業種の完成工事高は、「その他工事」として計上してください。



契約書の確認 ※改正法施行以前の申請において、切り分け前の工事経歴書に係る契約書の確認を受けた場合は、当該工事経歴書を切り分けても、契約書の確認は省略可とします（切り分け前に記載不要であった工事も含む。）。